件名 公民館など公共施設利用料の減免内容見直しについて

請願理由

平成22年3月に受益者負担の適性化検討委員会結果報告書が出されました。それによると、公共施設(公民館、地域センター、福祉会館など)において、障がい者団体と官公署以外の団体は今後使用料を徴集する、というものでした。

公民館は市民に自由にかつ平等に開かれ、市民の学ぶ権利が保障されているとても貴重な場です。 市民は自主的に団体(サークル)を作り。地域活動や子育て支援、歴史・文学の学習、趣味・芸能の 修得など、地域社会の交流と文化水準の向上につながる活動をしています。公共施設でのこれらの活動 は、個人の利益だけをもとめたものではなく、むしろ市民相互のつながりを深め地元意識を育むもので、 利用者=受益者という概念には該当しにくいと考えます。

以上の理由で、公民館など公共施設使用料の減免内容の見直しについて、つぎの事項を請願します。

請願事項

- 1. 公民館など公共施設利用に関する減免措置について、直接市民への負担増につながる場合には事前に市民と十分話し合うようにしてください。
- 2. 地域社会の交流と文化水準の向上のための市民の自主的なサークル活動がこれまでと同様に継続できるよう、減免の内容を慎重に検討してください。

紹介議員

苗村	洋子(テット)	0	山岸	真知子(公局)	西	克彦	(共產)
宣皓	昭夫(自定)		石毛	航大郎(74-5/)			

請願者 住所 小平市たかの台27-9 平成22年11月15日 団体名 小平市公民館八館会 氏名 会長 山田 昭美 他 名 電話 042-343-3102

小平 市議会議長 永田 政弘 様

署名簿

	住	所	E	£	名
					и
		21			
					100
A-resolvation and the second and the					
	,				
	2 ,				

小平市 市長 小林 政則 様

> 小平市公民館八館会 会長 山田 昭美

公共施設使用料の減免制度の存続についての要望書

先般 私ども八館会に、「受益者負担の適正化検討委員会」の答申内容の説明 と、これに受けて使用料等の見直しを進める旨の報告を受けました。

私どもはこの内容を検討するとともに、傘下各サークルや公民館定期利用団体にも伝え、それぞれの意見を取り纏めて参りました。

その結果、公民館の利用の有料化については、

- 1. 成人教育の場である公民館は市民の生活文化の向上と社会福祉の増進が存在理由であり、市民は自由かつ平等に、そして学習活動については無償利用を保証されていると信じて参りました。(社会教育法、公民館法や小平市公民館条例などの趣旨から当然と考えられます)
- 2. もし仮に趣味・教養活動が有料とされるなら、現在公民館を利用している 約4,000のサークルの大半が団体構成員の高齢化や会員減少など活動が 低下している現状をさらに悪化させ、消滅の危機も予測されます。これでは 今私どもが推進しようとしている公民館活性化運動は挫折しかねません
- 3. さらに、この答申に取り上げられた「負担の公平性」―受益者負担の原則 一は、公民館の利用が全ての市民に平等に提供され、学習参加の自由が保証 されていることから、単に利用率が低いからといって利用料を徴収するとい うのは、理解に苦しみます。例えば図書館の利用者が少ないから利用者から 入館料を徴集しようとするようなものではないでしょうか。
- 4. 施設の有料化についての一般市民の声が充分に聴取されたとは思えません。 改めて利用者の意向を調査の上ご検討下さるよう希望いたします。

このような理由から、私どもは公民館だけは有料化の対象から除外する方向でご検討下さいますよう強く要望する次第です。